

## 市大でいま、何が・・・？

### 研究と教育、 大学の自治こわす

# 3つの“異常”



#### ● 前田市長による「新教員」採用働きかけの“異常”

前田晋太郎下関市長が、A氏の下関市立大学招聘と「特別支援教育特別専攻科」設置の意向を示したのが2019年5月のこと。経済学部単科の市大に、「特別支援教育特別専攻科」を設置することは他大学に例がなく、圧倒的多数の教員が反対しました。しかし、市大理事長と学長、事務局長は、市大定款や採用規定に違反してA氏及びその門下生2人を強引に採用内定。これまで厳格に守られてきた採用手続をすべて無視した“異常”な「採用」でした。

#### ● 採用直後に副学長に就任させるなど、権限を集中する“異常”

A氏採用内定後、今度は前田下関市長と市総務部は、市大定款そのものの変更を下関市議会に提案。これまで市大の民主的運営を支えていた教授会などの教育・研究に関する権限（規程の制定・改廃、人事、懲戒）を剥奪して、理事会に移行するという内容で、大学の自治を踏みにじり、一部幹部による大学の自治破壊に道をひらくものとなりました。その後、A氏は市大副学長、経営理事に就任。教育と研究、経営すべてに権限を持つ立場に立つと、今度は教員人事評価委員会の委員長、教員懲戒委員会の委員長も兼任。着任したばかりの人物がこれほどの権限をもつのは“異常”というほかありません。

2020年5月に決定された教員採用選考規程では、教員採用の権限を学長に全権委任する規定もつくられ、この規定により公募もなく、資格審査もないまま、A氏につながりがある人物が次々に採用されているのです。この権限の集中による手続も“異常”です。

#### ● 予算編成の“異常”



市大には山の田キャンパスがあるにもかかわらず、A氏が長を勤めるリカレントセンターの会議室を海峡メッセに賃借。その一方で市大は、市大図書館が購読している経済学の英語雑誌のほとんどを一方向的に解約しました。経済学部であるにもかかわらず、教員の研究と教育に支障が生じています。不公正なお金の使い方に学生・市民から疑問・不満が高まるのは必至です。

こうした状況の一方、市大教員の複数が他大学に転出していますが、その補充は進んでいません。

**市民のみなさん、市大の状況を発信し広げてください。  
市民の力で、まともな市大を取り戻しましょう。**

下関市立大学の“私物化”を許さず、大学を守り発展させる会

【問い合わせ先】山口県山口市中央4丁目3-3 県労連会館2F山口県労連

TEL 083-932-0465 FAX 083-932-0412